

「がんばれ！会津若松市消防団員」サポート事業実施要綱

(平成27年2月24日決裁)

(令和3年6月16日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市に活動拠点を有する事業所その他の団体（以下「事業所等」という。）の協力を得て、本市の消防団員等に対して優遇サービスを実施することにより、消防団員の活動を支援し、もって消防団の活性化を図るとともに、地域防災力の充実強化を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) サポート事業所 消防団員を支援するため、消防団員等に対して優遇サービスを実施する事業所等で、市長が認定したものをいう。
- (2) 優遇措置 サポート事業所が任意に定めた商品等の割引きその他のサービスをいう。
- (3) 消防団員等 消防団員及びその家族をいう。

(申請)

第3条 サポート事業所の認定を受けようとする事業所等は、「がんばれ！会津若松市消防団員」サポート事業所認定申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときには、次の各号に定める基準に照らして適合していると認めるときには、当該事業所等をサポート事業所に認定するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置が消防団員等を対象としていること。
- (3) 会津若松市に所在する事業所であること。

(認定書及び表示証の交付)

第5条 市長は、前項の規定によりサポート事業所に認定したときは、認定通知書及び「がんばれ！会津若松市消防団員」サポート事業所表示証（様式第2号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の表示証の交付の際、優遇措置の期間が連続して6月以上であることを条件として交付するものとする。

(表示証の表示等)

第6条 サポート事業所は、交付を受けた表示証を店舗などの見やすい場所に掲示するものとする。

2 サポート事業所は、独自のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、ウェブサイト等により、本制度の優遇サービスの内容を広報することができる。

(変更等の届出)

第7条 サポート事業所は、認定を受けた内容を変更し、又は廃止しようとするときは、がんばれ！会津若松市消防団員サポート事業所（内容変更・廃止）届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第8条 市長は、サポート事業所が虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき、又は

その他サポート事業所として適当でないと認めるときは、認定を取り消すことができる。
2 サポート事業所は、前項に規定する認定の取り消しを受けたときは、速やかに認定書及び表示証を市長に返却しなければならない。

(遵守事項)

第9条 消防団員等は、サポート事業所で優遇サービスを受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 優遇措置を受ける際には、サポート事業所の指示に従い、消防団員手帳等の消防団員である証を提示すること。
- (2) 消防団員等は、サポート事業所に対し、認定事項以外の優遇措置を強要してはならない。

(記録整理)

第10条 市長は、認定証の登録、抹消等の適切な管理を行うため、「がんばれ！会津若松市消防団員」サポート事業所表示証交付台帳（様式第4号）を備えておかなければならない。

(広報)

第11条 市長は、サポート事業所の名称、所在地、優遇措置の内容その他事項について、市のウェブサイト等により広報することができる。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。